※令和７年８月１日現在

出　生　届

届書を提出する日

令和　　年　　月　　日届出

長

受理　令和　年　月　日 第			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

ここには何も書かないでください

朱線部訂正

訂正署名又は押印
富士太郎

※消えるボールペンで書かないでください。
読みやすい字ではっきりと書いてください。

(1)	生まれた子	（フリガナ） 子の氏名 （外国人のときはローマ字を付記してください）	ふじ　いちた 氏：富士　名：一太	父母との続き柄：☑嫡出子　☐嫡出でない子　（長）　☑男　☐女
(2)	生まれた子	生まれたとき	令和　7年　8月　1日	☑午前　☐午後　10時　15分
(3)	生まれた子	生まれたところ	静岡県 富士市高島町50	番地　番　号
(4)	生まれた子	住所 （住民登録をするところ）	静岡県 富士市 米之宮町288 （アパート・マンション名） 世帯主の氏名 富士 太郎	番地　番　号 世帯主との続き柄：☑子　☐子の子　☐（　）
(5)	生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父 富士 太郎 昭和（平成）7年 1月 10日（満 30 歳）	母 富士 花子 昭和（平成）6年 10月 1日（満 30 歳）
(6)	生まれた子の父と母	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	静岡県 富士市永田町1丁目100 筆頭者の氏名 富士 太郎	番地　番
(7)	生まれた子の父と母	同居を始めたとき	平成（令和）5年 6月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(8)	生まれた子の父と母	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と父母の職業	☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☑2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…令和７年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業 02	母の職業 03
(9)	その他	☐ 命名以前の証明につき証明書中子の氏名欄空白		
	届出人	☑1. 父　☐1. 母　☐2. 法定代理人（　）　☐3. 同居者　☐4. 医師　☐5. 助産師　☐6. その他の立会者　☐7. 公設所の長		
	届出人	住所	（4）欄に同じ	
	届出人	本籍	（6）欄に同じ	番地　番　筆頭者の氏名　（6）欄に同じ
	届出人	署名（※押印は任意）	富士 太郎　印	昭和（平成）7年 1月 10日生

事件簿番号

※出生届の手続きについて、悩みや困
法務局にご相談ください。出生届を届
不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

◎母子健康手帳をご持参ください。

日中連絡のつきやすい番号を入れてください

連絡先　電話　1234（　56　）7890

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。

子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

日本国籍を有する子の場合、名のフリガナ欄には、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものを書いてください。

届出人が届書に記載する住所・本籍は、戸籍の筆頭者の氏名及び住所と異なる場合、戸籍から記載することができます。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

出生証明書

医師・助産師等が記載します。

子の氏名		男女の別	1 男　2 女
生まれたとき	令和　年　月　日　午前／午後　時　分		
(10) 出生したところ及びその種別	出生したところの種別：1 病院　2 診療所　3 助産所　4 自宅　5 その他		
	出生したところ：番地　番　号		
	（出生したところの種別1～3）施設の名称		
(11) 体重及び身長	体重　グラム	身長	センチメートル
(12) 単胎・多胎の別	1 単胎　2 多胎（　子中第　子）		

産院などの所在地（病院名はいりません）

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師・立ち会った場合には医師のように1、2、3の順序に従って書いてください。

出生届と同時に、生まれた子のマイナンバーカードを申請すると通常よりも早くお手元にカードが届きます。希望される方は、こちらにご記入ください。

※①②③は同じ暗証番号で構いません。申請後に暗証番号を確認する手段はないため、ご記入いただいた時点で控えをお持ちいただくことをお勧めいたします。
※1歳未満の子のマイナンバーカードには顔写真はありません。
※申請後、1～2週間程度でカードが簡易書留で届きます。
※子の住所地以外への送付を希望される場合は、④⑤をご記入ください。
※マイナ保険証としての利用を希望される場合は、カード受取後にスマートフォン等で利用登録が必要です。
※出生届と同時にカードの申請を希望しない場合は、欄外の□にチェックを入れてください。その場合、約1ヵ月後に個人番号通知書一式が届きますのでそちらから申請できます。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

個人番号カード交付申請書　兼　電子証明書発行申請書

地方公共団体情報システム機構　宛
（出生届の届出地市区町村長　宛）

申請にあたり、以下について記入してください。
☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号	1 2 3 4	□利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】	1 2 3 4	③券面事項入力補助用暗証番号【必須】 1 2 3 4
④個人番号カード送付先【住所地以外への送付を希望する場合】	○○県 ○○市 ○○△△番地△　コーポ△-△号	
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由	里帰り出産のため	
⑥連絡先電話番号【必須】	1234-56-7890	

子の住所地以外への送付を希望する場合のみ記入

（注）
①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書……インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
③個人番号や基本４情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

□　出生届出と同時に個人番号カードの交付申請はしません。